

令和8年2月
農業委員会議事録

開催日：令和8年2月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 8年2月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主幹 増田 れみ

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

第4号議案 地域計画の変更案に対する意見について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第5号報告 農地法第3条の規定により許可を受けた賃借権設定の取消について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時44分

9. 会議の内容

事務局 長

皆様、おはようございます。本日は、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会 長

おはようございます。やっと恵みの雨ということで今日はまとまって降るそうですけれども、3日ぐらいちよろちよろ、明日もあさっても雨のマークがありますので、畑の人もばさばさの畑がやっと潤って、野菜も育つのではないかなと思います。水分がないので、野菜も大きくならずに終わってしまうというニュースもありました。東京は河川に水がないということで、このままいくと取水制限が発令される可能性があるということです。今日のこの雨がまとまって降るとはいつても、今までが乾き切っているから、みんな土に吸収されてしまうために、かなりの雨が降らないと、河川まで水が来ないということだと思います。

昨日、長期予報が出ましたけれども、3月から5月まで平年より暑いのだそうです。雨量につきましては平年並みということでございますので、今のところ降っていなくても平年並みに降っていただければ、田植の時期、水が何とか間に合うのかなと思います。越谷の場合は利根川水系ですので、群馬のほうで結構雪が降っているので、その雪解けがあれば、水はそんなに心配されないのかなと思います。

ただ、県内のクワイを作っている産地が、いつもだと水掘りするので、豊富に水を流してもらっているのですが、去年の暮れは取水制限まではいかないのですが、水が来ないということで、毎日機械で掘り取りができないので、交代で掘り取りをしたという話を聞きました。越谷ではあまり気にしなかったのですが、そんなにも水がなかったのかなと思います。以前見に行ったときは、こんなに豊富に水があつていいなど、羨ましいくらい水があつたのです。それが今クワイ農家が交代で掘らないと、その水が使えないというくらい少なかったという

ことで、暮れに収穫は終わりましたがけれども、そんないつもと違った水不足があったというお話がありました。

長期予報で平年並みに雨が降ると言いましたがけれども、まとめてドカンと降るといパターンらしいので、逆に雨が平均して降ってくるのではなくて、雪で言えばどか雪、大雨か何かあって、水害が出るようなまとまった雨が降るそうなので、それも心配はしています。越谷も、増林で遊水池を造るということですが、特にうちのほうは低くてすぐに水害が出るころなので、そういうダムのようなものができないと、一遍に降られてしまうと水があふれてしまいます。水は欲しいけれども、降り過ぎても困るという、自然相手ですから、思ったようにちょうどよく降ってくれるというのがなかなかないので難しいです。これから皆さんも稲作の準備で忙しくなると思いますが、程々に雨が降って、田植が順調にいくことを祈っております。

何はともあれ、天気も温度が急に昨日、おとといから7度、6度とどんどん下がったりしています。私もちょっと鼻が出るので、花粉も飛んでいます。体調には十分気をつけて、これからの作業に携わっていただければと思います。

話まとめませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りします。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から6番の山崎委員、7番の荻島職務代理を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括 主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1,804平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員7番の高島委員、3番について推進委員5番の岡安委員よりお願いいたします。

7番推進委員 (高島委員) それでは、1番及び2番について高島委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

2月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

2番の件について説明します。

同じく2月12日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑であり、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者においても問題ありません。

以上、報告いたします。1番の件、2番の件、ご審議のほどひとつ

議長

よろしく申し上げます。

以上です。

ありがとうございました。

5 番推進委員

3 番について岡安委員よりお願いいたします。

(岡安委員)

3 番の件について説明いたします。

2 月 12 日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はございません。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 7 番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 7 番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は申請地の隣接地に居住しておりますが、道路接道部分が狭隘で敷地内に車を乗り入れするのに不便であったので、接道部分を広げるため申請地所有者に相談したところ、土地

所有者の同意を得ることができたので、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成29年に市外に本店を置き、主に一般貨物運送業、産業廃棄物の収集運搬業及び仮設トイレの運営、管理代行を営む法人です。現在、仮設トイレの置場として利用している資材置場の貸主から、契約期間満了をもって契約終了を求められ、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、幹線道路からのアクセスのよい場所で土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成30年に市内に本店を置き、主に解体業及び収集運搬業を営む法人です。営業範囲は、東京都、埼玉県、千葉県及び栃木県を範囲としています。現在使用している置場では、運搬車及び産廃コンテナを置くといっばいで、今後は解体業への展開も計画していることから、足場材の置場や廃材の仕分スペースも必要なことから土地を探していたところ、申請地は幹線道路からアクセスもよく、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、父親の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅にも近く、将来両親の面倒などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和7年6月26日付で、自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しております

が、手狭になり、安定した居住環境を確保するため土地を探していたところ、母親の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は親族の住む住宅にも近く、親族の生活のサポートなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在市内の賃貸住宅に母親と居住しておりますが、結婚を機に自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は親の住む住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の内容ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、環境のよい戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、小さな頃からかわいがってくれた祖母の手助けができるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について豊田委員、4番について中島委員、5番及び6番について田口委員、7番について石塚委員よりお願いいたします。

それでは、1番から3番について豊田委員よりお願いいたします。

8 番 委 員

1番の件について説明いたします。

(豊田委員)

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的住宅の敷地拡張です。西側の道路部分と北側の宅地一体利用部分を除き、周囲を既設コンクリートブロック及びコンクリート平板土留めが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断い

たします。

続きまして、2番の件について説明します。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。西側の道路部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、3番の件について説明します。

2月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側の道路部門を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

4番について中島委員よりお願いいたします。

10番委員

4番の件について説明します。

(中島委員)

2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

5番及び6番について田口委員よりお願いいたします。

3番委員

それでは、まず5番の件について説明をいたします。

(田口委員)

2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、6番の件について説明します。

同じく2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲に既設及び新設コ

ンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番委員 (石塚委員) 7番について石塚委員よりお願いいたします。

7番の件について説明します。

2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロック及び新設地先ブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案の8番から13番について、事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の3ページを御覧ください。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から13番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、自

己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、母親の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は母親の住む住宅にも近く、将来親の面倒などお互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は看板用地です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に市外に本店を置き、主に産業廃棄物処理業を営む法人です。申請地から200メートルほど離れた場所にある資材置場を運営しておりますが、会社の存在をPRするために看板の用地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は都市機能と住環境の整った場所で、親族の住む住宅にも程近く、これから子育てや介護が必要になったとき、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、将来子育ての助力を受けたり、万が一の際はお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地近くには中学校もあり、子育ての環境も整っており、両親の住む住宅にも近く、将来子育ての助力を受けるなど、お互い助け合える最適な場所考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。

転用理由といたしまして、譲受人は申請地北側に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子供たちが独立し時間的に余裕ができ、興味のある家庭菜園のできる庭を計画し土地を探していたところ、隣接土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、8番から13番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

8番の件についてご説明いたします。

2月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側の出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、ご報告いたします。

続きまして、9番の件についてご説明いたします。

同じく2月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は屋外広告物用地です。東側の河川隣接部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、10番の件についてご説明いたします。

同じく2月13日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側の出入口部分を除いて、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、11番の件についてご説明いたします。

同じく2月13日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。出入口部分を除いて、西側及び北側は親族の宅地と平たんであり、東側及び南側を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、12番の件についてご説明いたします。

同じく2月13日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。出入口部分を除いて、東側及び南側は親族の宅地と平たんであり、西側及び北側を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、13番の件についてご説明いたします。

同じく2月13日に現地確認をしております。申請時の現況は畑、転用目的は住宅の敷地拡張であります。北側は自宅と一体利用地、南側及び西側は親族の宅地と平たんであり、東側及び北側の一部を新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局から説明願います。

議案書の4ページを御覧ください。第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について説明します。

番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市へ買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。

それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定された土地の所有者であった●●●様が令和7年12月10日に亡くなったため、申出者から、この生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。

8 番 推 進 委 員
(飯 高 委 員)

1番の件についてご報告いたします。

主たる従事者は、令和7年12月10日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。

また、去る2月16日に現地を確認したところ、当該買取り申出地の畑1筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、第4号議案 地域計画の変更案に対する意見について、事務局から説明願います。

事 務 局 長

では、第4号議案について説明いたします。

別紙として、皆さん2人に1部になるのですが、資料を机の上に置いてあります。これは地域計画ということで、地域計画というのは令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正されて、地域計画の策定が法制化されたのですが、地域農業の将来の在り方と、目標地図となっております。一番最初の図面に地区の分けがあって、それをめくっていただくと各地区ごとに文章や表があって、それが地域農業の将来の在り方ということで、その後についている各地図が一応目標地図ということで、これは昨年度、令和6年12月の会議のときに、目標地図を皆さんにお示しして承認いただいたものを、ちょっと直したものになります。

目標地図は昨年もご説明しましたが、農用地区域で営農意欲のある担い手、すなわち認定農業者が所有している農地を前回のときは落としてありました。今回は、そこに中間管理機構と契約している農地を新たに加えて、それから青地から除外申請のあったところについては、計画の地区から外した状態となっています。なので、今回はそんなに前回と変わっていない状況なのですが、それについて今日ご承認いただければと思います。

これは先月、1月20日に農業振興課のほうで協議の場というのを開催しまして、ここにいる多くの皆さんも、そこに参加していただいた方もいると思うのですが、その中で地域農業の将来の在り方の部分についてはご確認をいただいております。目標地図のほうは、地区計画内でいろんな国の支援策が出てきたときに、地図に認定農業者の方が落ちていないと、不利益を被ってしまう可能性があるということで、認定農業者だけは落としてあるのですが、それに加え

て前回の1月20日のときに皆さんと一緒にそれ以外の、主に田んぼですけれども、誰が実際に耕作しているのかというのを聞きして、今農業委員会と農業振興課のほうで、現況の地図を一生懸命作っているところです。ですから、来年度になりましたら、もっといろんな色が塗られた地図のほうをお示しして、より現況が分かるような地図ができる予定となっています。

今後の作業としては、地図については毎年見直すことになっていますので、来年度は、より誰がどこを耕作しているのかというのが細かく分かるような地図を皆さんにお示しして、担い手が誰だか分かるものを作った上で、今度は担い手さんの意向も確認しながら、将来的に誰がどこを耕作するような形というか、全体的に集約していくような、本来の意味での目標地図というのを徐々にできていけばいいなということで農業振興課のほうも考えております。ですから、実際今回お示した地図については、まだその途中の段階というところになるのですけれども、それでご承認いただければと思います。

あと地域農業の将来の在り方のほうでも、それは時点修正ということで、農地の面積とかがどうしても転用があったりとかして変わっている部分がありますので、そこを実際の現在のデータを基に直してあります。ですから、もし何か間違ったところがあれば、教えていただければと思うのですけれども、全体として承認いただきたいということと、あと軽微な修正がもし今後出てきましたら、それについては私、事務局長のほうに預けるということによろしいかということについても、今回ご承認いただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございません。

どうぞ。中島委員。

10番委員

(中島委員)

事務局 長

こちらを今見させていただいたのですけれども、この計画の中の文字に下線が引いてありますけれども、この意味合いは。

その下線が引いてあるところが、前回、昨年度最初に作った計画か

ら数字等が変わっている部分なのですから、前回の部分がないから、どう変わったというのが分からないですけれども、そこが先ほど言ったように、農地転用とかしたことによって面積が変わったりしている部分ということになります。あと担い手さんの人の部分も、亡くなられたりして変わったりした部分とか、そういうところが変更になっています。

議 長
10番委員
(中島委員)

はい、どうぞ。

今のお話を聞いてのことなのですからけれども、増林地区、観光及び畑も結構多い地域になります。将来、目標とする集積率に、60という数字が入っているのですけれども、水田の場合は集積率というのはどんどん上げていったほうがいいと思うのですけれども、畑で集積ってなかなか難しいのではないかなと個人的に思うのですけれども、その点も踏まえたこの数字になるのか。畑で6割というのは難しいのではと個人的には思います。

事務局 長

そちらのほうは農業振興課のほうで作成したのですけれども、多分全部ひっくるめてという話だと思います。だから、田んぼと畑って分けると、田んぼが6割以上になって、畑は6割よりも下がって、平均するとその数字というところを目指しているのではないかと思います。確かに畑のほうは、新方地区なんかも多いですけれども、その辺はちょっと難しいのですが、それもやっぱり市としてはメインは田んぼになりますけれども、畑のほうも放置しておくとは遊休農地だらけになってしまいますので、その辺も耕作者を割り出して行って、できるだけ担い手の人を見つけて寄せていくという作業は、今後は必要になってくると思います。

議 長
全 員
議 長

よろしいですか。ほかにないですか。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より報告願います。

統 括 主 幹

それでは、報告させていただきます。議案書の6ページです。

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書のとおりです。

続きまして、議案書の8ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の9ページ及び10ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回、4件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページ及び12ページです。第5号報告 農地法第3条の規定により許可を受けた賃借権設定の取消しについて、記載された6件は、農地法第3条の規定に基づき賃借権の設定の許可をいただいたものですが、借人が東京地方裁判所の破産手続の開始決定を受けたことから、破産法第53条第1項に基づき、農地に係る賃貸借契約が解除されました。それにより、貸人の意思を確認の上、農地法第3条の許可を取消しするものです。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3月25日水曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事務局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務 代理

皆様、本日は出席ご苦労さまでございます。

雨が降って、私花粉症なのですけれども、本日少しは楽です。皆さんも花粉症の方がいると思うのですけれども、来月も体に気をつけて農業委員会に出席よろしくお願ひいたします。

本日はご苦労さまでした。

事務局 長

ありがとうございました。

本日の総会については、これにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時44分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 2月25日

議 長

署名委員

署名委員